

神戸市須磨区潮見台町1-3-1

赤木真澄方

日本ニコミセンター

郵便番号 654

月2回(1日・15日)刊目標

直接購読制(送料含)

10号分200円

頒価 1部 200円

Μετα

仮処分異議申立書

申立人(債務者)

神戸市灘区高羽橋丘十

松下昇

被申立人(債権者)

東京都千代田区霞ヶ関一丁目
一番一号

右代表者 法務大臣

横木庚子郎

記

神戸簡易裁判所が、右当事者間の昭和四十六年(申)第八八号仮処分命令申請事件について四月八日におこなった仮処分決定を取消すは債権者の負担とする、との判決を求める。

異議申立の理由

一 債権者による仮処分命令の申



1971年4月9日<不誠のパリケード>
松下研究室における松下昇氏

請は、債権者が昭和四十五年十月十六日に懲戒免職されたとの認定にもとづいておこなわれていると考えられるが、この処分過程に重大な誤りが存在することは周知の事実であり、債権者はその不当性を追求する手段の一つとして昭和四十五年十一月十六日に人事院に提訴しており、公開審理がこれから開始される予定である。少くとも、人事院の審理終了までは、研究室明け渡し要求の根拠はない。

二 神戸大学教養部の慣例として、教官が退職・転勤した場合もその後数か月ないし一年にわたって研究室の使用が認められている。今回の場合、免職の日付から半年以上経過しておらず、まして処分自体が最終決定しているのではないから、仮処分の申請は何重にも不当である。

三 さらに、債権者が申請をおこなうにいたる過程は、研究室問題ひいては大学問題に具体的な関係をもつ教官・職員・学生の意見をほとんど聞かず、管理者の発想によつて一方的に強行されていることが明らかである。従つて、債権者の申請過程の手續内容のみならず、それが、他に想定しうる解決方法の中でどのような位置を占め、どのように秘密かつ強制的に提起されてきたかということも重視しなければならぬ。

四 債権者は研究室が不足しているとの見解を有しているようであるが、これにはいくつもの反証がある。また、債権者としても、教養部の慣例に従つて研究室の配置が教授会において決定されるならば、現在の研究室を他の教官と共同で使用してもよいという考えをもっている。研究室は、その名の示すように真の意味での研究がおこなわれる場所であり、物件目録にあるような「面積一九・四四平方メートル」の空間としてはとらえきれないであろう。

仮処分決定

当事者の表示

別紙のとおり
右当事者間の昭和四十六年(申)第八八号仮処分命令申請事件について当裁判所は、保証として債権者に金一〇万円を供託されたうえ、その申請を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

債権者は別紙物件目録記載の研究室に立入る等して、同室に対する債権者の使用を實力をもって妨害してはならない。
申請費用は債権者の負担とする。
昭和四十六年四月八日
神戸簡易裁判所
裁判官 田中敏一郎

◎ 当事者目録

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号 債権者 法務大臣

右代表者 横木庚子郎

右債権者指定代理人 上野 至

同 東 光宏

同 坂東良宏

同 池谷勝昭

同 竹村正幸

同 黒田一二

神戸市灘区高羽橋丘一〇番地 債権者 松下昇

◎ 物件目録

神戸市灘区潮見台町一丁目二番一

号所在立神戸大学教養部建物A

棟四階四三〇号室(面積一九・四四平方メートル)

◎ 右は正本である。

昭和四十六年四月八日

同席

裁判官書記官 岡田 諭

△▽裁判・第三回公判以降

解説はありえない。劇のような
△▽裁判は、第三回公判(三月
一〇日)で一応の幕を閉じた。い
ま、第四回公判はいつ開かれるか
決められないままの状態の中で、
第三回公判における裁判の端緒的
表現が問われつつあり、次に
で松下新助懲戒処分をめぐる人事
院審理の準備が開始されている。
そして、それらのそれぞれの審理
(といふべきもの)をすべて包含
するかどうかで、いま松下研究室
の封鎖という事件が起っているの
だ。

それにつけても、第三回公判で
裁判長の言った「休廷する」とい
う言葉ほど断片的なものはない。
その日の公判を概略すると次のよ
うになる。まず被告人のひとり日
が人定質問の意味をはっきりさせ
てから人定質問に応じたいと裁判
長に申し出たところ、裁判長はこ
れを無視しきりには人定質問も行
なわないまま日に対して起訴状朗
読を行なわせた。この間裁判長は
日に対し発言禁止命令を下してい
たのだが、裁判長の著しく法廷を
侮辱するやり方に抗議するためや
むなく発言したところ、退廷命令
が発せられ、待機していた機動隊
員が彼を拘束してしまつたのであ
る。ところで、陪席裁判官のいる
このような裁判では、裁判長は被
告の身柄拘束のような重大な命令
を発するには、陪席裁判官と合議
しなげばならないことになつて
いる。弁護人、仮装被告がこれに
ついて追求したところ、「合議は
していいかった」(それはほんた

うだ。△▽被告団はその裏付け
のために証言を惜しまないだろう
(「事件付で釈放してもよい」)
ただし、この条件は裁判長にとっ
ては裁判長の恣意にゆだねるとい
うことであり、△▽被告団は裁
判長が△▽公判を二度と侮辱し
ないという条件で、条件をめぐつ
て争そわれた)などと言いつつ
「合議はありました」などとほ
けて述べるなど、裁判長の発言は
支離滅裂をきわめた。事態の究明
のため検察官、書記たちへと発言
を迫つたところ、検察官も結局は
「合議はなかった」ことを明らかに
し、書記官の証言はいたたまれ
なくなつた裁判長の強硬で封じら
れてしまつた。気をとりなおした
裁判長は、弁護人・△▽被告団
の異議申立を却下し、合議は行な
われただと宣言したところである
。裁判長は公然と嘘をつき、裁判
の威信を著しく落してしまつた。
そして、△▽被告団の「います
ぐここで制裁裁判を行え」との申
出について、それを合議で検討す
るため休廷する、といったながら裁
判長は第三回公判を閉結してしま
つた。それはいったい休廷なのか
閉廷なのか、をめぐつて追求はつ
づくのだが、検察官も笑いながら
休廷は休廷だと言わざるをえなく
なり、ついに裁判長は△▽被
告団の追求を逃がれるようにして
法廷から去つてしまつた。閉結さ
れたのかどうかはいまお明らか
でないが、その後、松下氏が裁判
長席にすわり、裁判制度を解体す
るなかで表現の階級性とたたか

う討論を呼びかけ、討論集会を行
つたのち、その日△▽裁判につ
づき行なわれる予定だった権威車
件裁判のためあらわれた裁判長に
よつて、全員退廷を余儀なくされ
てしまつた。

△▽裁判をめぐつて、告訴・
審理する者たちは△▽被告団に
よつて追放され、△▽被告団は
逆に追放されておられ、しかも第三
回公判は終わったのかどうかも明ら
かではないが、秘密のうちに関か
れた制裁裁判によつて被告人日
は監獄五日間という処分を實施し
てしまつている。このため現在被告
人は高等裁判所へ提訴しており、
これが却下された時最高裁へ特別
抗告する準備も進められてい
る。しかし、国家が「く」の字形十
二個という表現をもつて△▽
被告団を制裁しようというわけに
は、国家はそれほどの力をもつて
いないようであり、法廷の權威を
失墜させながらとにかく實際に被
告人を不法監禁してしまつたこと
は、刑事補償などで片付かない汚
点を国家みずから与えてしまつた
ことを意味している。

松下研究室の封鎖は、しかしな
がら、免職処分とか起訴処分とか
国家の暫定的な処分の事実と、い
くぶん不確定な事実をひききつて
国家がこれを進行してしまつた。
千代田区霞ヶ関一丁目一番一号に
存在するらしい国家が、神戸大学
教養部にある松下研究室をどうし
ても採殺してしまいたいらしいの
だが、国家が掲げた理由は不確か
であり、ほんとうの理由を表現す
るに至っていない。たとえば、理
由のひとつに「偽善者(松下氏の
こと)に同盟する一部学生が本件
研究室に出入し、同研究室で楽器
を演奏したりして喧嘩をきわめ
そんな事実はまるでない)、さら
に同研究室やその付近の研究室、
施設に偽善者あるいは右学生らに
よる落書きが行なわれ、付近研究
入室教育の研究室使用を不可能に
している」というのがあり、落
書きなどが自分の研究室の付近に書
かれておるといって研究室に入れ
ない教育者たちの様子がかがわれ
るが、こゝまでくると三つの懸き
さを感じざる。ところで、実際はこ
ういう教育こそ、△▽証法Vとか
△▽パブリコメーションVとか△▽社会主
義Vとかその他一見革命的といわ
れる言辭をもてあそんですべての
反革命勢力に加担しているわけ
であり、あるいは反革命そのものを
進めているわけなのだ。(処分
立過程における大多数の教育者の
沈黙、あるいは表現者たちの沈黙
の意味を再度問うべきである。)

松下研究室は、いまでもなく
「六甲」や「包圍」など松下氏の
表現を生みだしてきた場所であり、
また松下氏の表現を遂行してあり
ゆる領域について討論、研究が
いろいろの人によつてなされてき
た場所であった。さらに、表現の
階級性を粉砕するために長い間か
かって育まれてきた場所でもあ
つた。そして、松下氏の表現闘争
を強力に支えた場所であり、八自
主派Vの拠点であつた松下研究
室は、それゆゑに国家にとって採
殺する必要があるのだ。

研究室封鎖を起案した大学は、
法務省に依頼者の地位を与え、法
務省は裁判所の決定を促し、裁
判所は決定書を与え、大学当局は
決定書をもつて大急ぎで松下研究
室を封鎖したが、そこで大学当局
(学部長、事務次長ら)が松下氏
の釈明要求に対して「とにかく假
処分は決定が出てしまつたのだか
らこれはしかたのないのだ」と弁
解した。なんとこの無責任な大学
なのか、と憤るまえに、三権分立
などという死語に耽溺する必要が
ある。(ときに、司法の自由とか
いふ言葉があるが、あたかも生き
ているがごとく使われていること
のおそろしさ) 大学当局は国家
をもち出せば、いつでも国内のど
んな事件も解決できると思つてい
くらしいが、それはとんでもない
考えがちなと言つてもいい。解決な
どありえないのだ。あるのは国家
的な事務処理のおさまさだけだ。

(A) 第一面に掲げた資料以外に
使用した資料は次のとおりであ
る。

①「求職明書(その一)」「抗告
申立書」「要望書」「いくつか
の報告とお願ひ」「仮処分命令
申請」「いくつかの日付けと予
定」これらは松下氏によつ
てコピーされている。

②「五月三日の会通信」第六号
尼崎市水電加茂五一 小川正巳
あるいは東京都練馬区貫井五
一―二一五 浅野利昭を連絡セ
ンターとする「五月三日の会」
——ここには第三回公判以来の
ほとんどの資料が掲載されてい
る。

③「仮処分異議申立書」(村尾
吉)——筆者と同じく研究室使
用を棄てた村尾氏のもので
彼のコピーしたもの。

【発行所からの註】 ① 今号は
大幅な発行の遅れをみせつつ、
またもや松下氏の表現闘争に没
入というかっこうになつてしま
つた。もっとも異つた表現(者)
についても△▽Vは語る必要
があるのだが、彼の表現闘争は
ほとんどすべての表現(者)を
徹底的に包圍しつづけているの
うし、またその表現闘争が現在ど
うしようもない緊迫した情況な
ので、異なる表現(者)に言及
するに至っていない。もっとも:
……せねばならないのを強く感
じるのだ。

② パッタナンパーについて、
現在発行所から送ることの可能
なのは第13号/第16号のみです
直接購読者には購読料の切れた
時点でお知らせいたしますので
転居などの場合はどうぞお知ら
せ下さい。(A)

(告 告)

塚一行詩集 伝言

(暗殺命令双書 2)

『夕暮への告白』といくぶん重なりなが
ら 塚一行の第2詩集『伝言』は詩表現に
向って問いかける (定価700円)
京都市右京区嵯峨大門37 小松方守谷佳紀